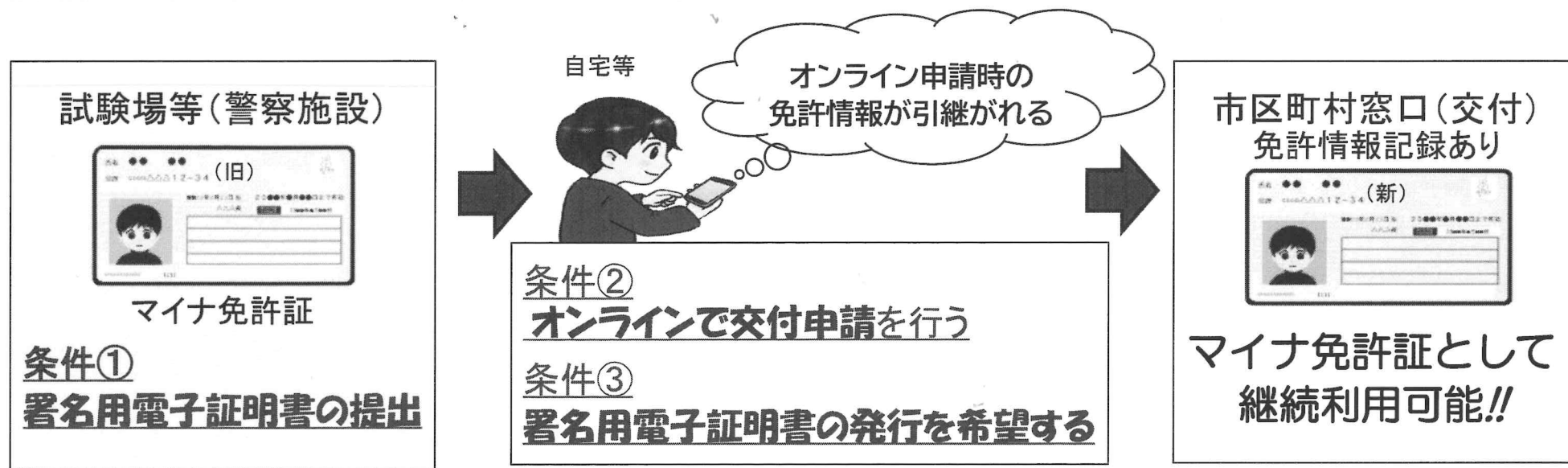


令和7年9月1日から新マイナンバーカードに免許情報を引継ぎできます。

マイナ免許証をお持ちの方が、マイナンバーカードを更新する際、次の手続きを行うことで新たに交付されるマイナンバーカードに免許情報を引継ぎ(記録)できることになりました。



※ 次の場合は引継ぎができません。(試験場等で再記録(手数料1,500円)が必要です。)

- ・ オンライン以外の交付申請又はオンラインによる交付申請の際、誤入力があった場合
- ・ 氏名や住所に署名用電子証明書を発行できない文字(外字)が含まれている場合
- ・ 運転免許の停止処分等になった場合